

半導体関連産業集積調査分析業務及び将来ビジョン・人口ビジョン策定業務委託契約
仕様書（案）

1 委託業務名

半導体関連産業集積調査分析業務及び将来ビジョン・人口ビジョン策定業務

2 委託期間

契約締結日から令和6年12月27日

3 業務目的

Rapidus 社が次世代半導体製造工場の立地を本市に決定したことにより、今後、様々な分野でまちに変化が起きることが想定される。

本市においては、半導体産業の集積可能性はこれまで経験したことのない事象であり、今後出現しうる変化やその課題と対応などを市民や市内事業者等が理解し、共にまちづくりを進めるための基本指針として、計画期間を令和7年度から概ね10年間とするまちの将来展望を描く将来ビジョンを策定する。なお、今回策定する将来ビジョンの内容を踏まえ、本市の総合計画及び各分野の個別計画を必要に応じて見直す。

また、上記の変化に伴い、本市の人口規模にも変化が生じることが想定されるため、将来人口の推計、展望を盛り込んだ人口ビジョンも策定するものであり、本委託業務内容は、これらのビジョン策定に向けた総合的支援を受けようとするものである。

4 委託業務内容

委託業務の内容は、次の各項目のとおり。

本業務の遂行にあたり、本書記載の成果と同等以上の成果が得られる効果的な手法があれば適宜委託者へ提案すること。なお、下記（1）は令和6年4月30日までに成果品を提示、（2）（3）の業務による成果品および業務に要したデータは令和6年12月27日までに納品することとする。ただし、市の指定する日までに、集計結果の速報値を提出すること。

○半導体関連産業集積調査分析業務

（1） Rapidus 社の立地を踏まえた、半導体関連企業の本市への立地やサプライチェーンの構築及びその他業種の企業立地の可能性、それに伴う人口規模の分析

① 調査・分析

- ・別途市から提供する立地意向等に関する調査結果をもとにした深堀調査
- ・地元企業に対するヒアリング調査
- ・独自のネットワークによる調査

② 市内の人口推計（全体人口）

③ 予測されるサプライチェーンや人口規模等の基礎検討資料の作成

※この分析結果が、次の（2）の基礎検討資料のベースとなる。

○将来ビジョン・人口ビジョン策定業務

（2） 将来ビジョンおよび人口ビジョン策定に要する各業務への総合的支援

- ・下記テーマ（①～⑬）において今後起こる変化、課題等に関する調査・考察等の支援およびこれ以外のテーマにおける変化の可能性分析
- ・庁内検討組織への伴走支援
- ・必要に応じた、各テーマにかかる有識者からのアドバイス聴取

- ① 工業団地の拡大（新たな工業団地の選定及び造成、立地支援等）
- ② 民間不動産投資の活性化（駅前オフィスや賃貸物件、宿泊先、商業施設等）
- ③ 住宅地の造成（新たな住宅地の選定及び造成等）
- ④ 道路の整備（道路の整備、交通渋滞解消及び利便性向上等）
- ⑤ 水への取組（市民生活インフラである水道の維持、取水排水の取組等）
- ⑥ 環境関連の対応（ごみ、CO²削減への取組、水質悪化への対応等）
- ⑦ 教育体制の充実（居住者増に伴う教育体制の見直し、半導体産業への理解・認知向上等）
- ⑧ 危機管理関連の対応（防災・防犯・BCP 対応、消防体制、自衛隊への影響等）
- ⑨ 医療・福祉体制の充実（居住者増に伴う医療・福祉体制の見直し、救急体制等）
- ⑩ 外国人居住者の対応（多言語対応、インターナショナルスクールの誘致検討等）
- ⑪ 半導体関連人材の育成（産学官連携、専門人材の養成等）
- ⑫ 航空インフラの整備（空港及び空港周辺の整備、二次交通等）
- ⑬ 市内の人口推計（全体人口、地区別人口、外国人の居住等）

(3) 将来ビジョン及び人口ビジョン策定への支援

(1) 及び(2)の支援によって明らかとなった、半導体産業の集積によって変化が見込まれるテーマやその内容を踏まえ、まちの将来展望を描く将来ビジョン及び人口ビジョンの策定に向けた支援を行う。

人口ビジョンに盛り込む将来人口は、市全体および地区別とし、地区別については将来どのような性格・特色を持つかの分析結果も掲載する。

地区については別途協議して決定する。

5 成果品の提出等

提出する成果品は以下のとおり。なお、提出後の成果品に訂正事項があった場合は、委託者の指示に従い、速やかに訂正のうえ再提出すること。また、成果品については、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。

- (1) 業務完了報告書 (A4 判)
- (2) 将来ビジョン (冊子) 350 部
- (3) 将来ビジョン (デジタル版データ納品、言語：日英)
- (4) 将来ビジョン概要版 (データ納品、言語：日英)
- (5) 将来ビジョン・人口ビジョン策定に要した基礎検討資料等 (データ納品)
- (6) その他調査資料集
- (7) その他、本事業に付随して作成・収集した資料等で委託者が必要と認める資料

6 参考資料の貸与

本業務履行に際し、委託者は受託者に次の資料を貸与する。

- (1) 立地意向等に関する調査資料 (市が別事業にて実施するアンケート調査結果)
- (2) そのほか、委託者が本業務履行に際し必要と認めるもの

7 業務の進め方

本業務履行に際し、受託者は次の各項に留意し業務を進めること。

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、業務処理体制及び工程を本市に提出すること。
- (2) 業務に際しては、契約締結以降、進め方や資料確認など適宜十分な打合せや協議を行い、委託者の意見や要望を取り入れながら業務を進めていくこととする。なお、市の所有する数値等のデータについては可能な限り受託者に提供する。
- (3) 仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、委託者と協議して定める。
- (4) 委託者は、受託者が本業務の履行を完了するまでは、本仕様書を変更する事ができることとする。
- (5) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連の法令及び条例並びに本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解したうえで、適正な人員を配置し、正確に業務を遂行しなければならない。
- (6) 受託者は、本事業の実施に関する書類や会計帳簿等を整備し、事業完了後においても5年間保存すること。
- (7) 本業務及び本業務に関連する業務（他の契約に基づくものを除く）の実施にあたり発生した費用は、原則として受託者が負担するものとする。
- (8) 受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせる事ができない。但し、委託者が必要と認めた場合は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる事ことができる。
- (9) 本業務遂行中に受託者が委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を連絡し、委託者の指示に従うものとする。損害賠償等の責任は受託者が負うものとし、速やかに処理するものとする。

8 その他

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあつては、秘密の保持に十分配慮するとともに、本業務以外の目的に使用してはならず、その他市の指示に従うこと。受託者は、市より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、市に提出すること。

(2) 個人情報の取り扱い

受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、「千歳市個人情報保護条例」に基づき、適切な措置を講ずること。

(3) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、本市の施設内及び本業務に関して立ち入りが必要となる本市以外の施設内では、常に身分証明書を携行すること。また、本市の施設内においては、本市業務担当者が許可しない限り、作業上必要でない場所へ無断で立ち入らないこと。

(4) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記のない点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず本市業務担当者と協議して承認を得ること。

(5) 成果物に係る留意事項

- ① 本業務成果物については、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。
- ② 成果物の納入後、本市において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該箇所の修正又は追加を行うこと。
- ③ 業務実施により得られた成果物・情報等については、委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく使用又は流用してはならない。
- ④ 市は、本業務の報告書等の成果物の一部又は全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

(6) 著作権等

- ① 受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む）を、成果品の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。
- ② また、受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他権利を侵害しないこと。